

子どもの健やかな成長のために

～養育費と面会交流～

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてできることを考えておきましょう。

合意書の手引き



平成 24 年 4 月 1 日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定めることとされその取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」旨が明記されました。

彦根市こども家庭部
こども若者支援課

も く じ

- ◆子どもの養育に関する合意書について（養育費） 3
- ◆子どもの養育に関する合意書について（面会交流） 4
- ◆子どもの養育に関する合意書 5
- ◆記入例 子どもの養育に関する合意書 6
- ◆公正証書について 7
- ◆養育費に関する債務名義取得費用補助金 9
- ◆教育費用の目安～養育費を算定する際の参考データ～ 10



子どもの養育に関する合意書について

5ページに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」は、お子さんの「養育費」及び「面会交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。この文書は、離婚届を出す際に、提出しなければならない文書ではありませんが、お子さんのためにも、できる限り作成するようにしてください。

【参考・参照：法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html)】

① 養育費

親権者を決めるのと並行して、お子さんのために養育費についても決めておきましょう。お子さんそれぞれについて、金額・支払期間・支払時期などを具体的に決めておきましょう。

金額

原則として話し合いで決めることとなりますが、その際には裁判所が公表している「養育費算定表」が参考となります。

【ホームページアドレス：<https://www.courts.go.jp/index.html>】

支払期間

支払の始期と終期を決めておきましょう。終期については、大学等への進学の可能性などを踏まえて、その子が経済的に自立することが見込まれる時期を考え、お子さんの成長のために十分な期間を設けておくようにしましょう。また、終期について定める場合は、「〇年〇月〇日 まで」とか「22歳に達した後の3月まで」などと、具体的に定めましょう。

支払時期

支払の時期を決めておきましょう。毎月一定の金額を支払う例が多いようですが、経済状況等によりある程度の期間の分を一括して支払うことも可能です。

その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか 決めておくといでしょう。お子さんが健やかに成長するためには、いろいろとお金が必要になるものです。

② 面会交流

面会交流は、子どものためのものですので、お子さんにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

面会交流の内容

日帰りの面会交流、宿泊を伴う面会交流などが考えられます。手紙や電話、SNSのやりとりを認めるかなども決めておきましょう。

面会交流の頻度

週又は月に何回程度面会交流を実施し、1回につき何時間程度の面会交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするかなどを決めておきましょう。夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う面会交流を実施することも考えられます。

その他特記事項

待ち合わせ場所や、プレゼントに関する取り決め、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

※なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合にまで、面会交流を行う必要はありません。

合意書は私署証書であるため、養育費、慰謝料の支払い分割金など、金銭の支払いを定めても、不払いの起きた場合には裁判所を通じて債務者の財産を差し押さえる強制執行できる債務名義になりません。

離婚に際して不安になることは、「離婚後に相手から慰謝料、財産分与等の支払いを請求されないか」「養育費などは約束どおり支払われるか」などです。そうした協議離婚するときにおける見えない不安感を軽減する方法の一つとして、公正証書の作成を推奨しております。

公正証書については、7ページをご確認ください。彦根市では養育費の取決めに関する弁護士等への法律相談や公正証書の作成、家庭裁判所への調定申立て等に係る費用を補助しています。

子どもの養育に関する合意書

作成日

年 月 日

父

母

ふりがな	ふりがな
氏名	氏名
住所 〒 電話 メール	住所 〒 電話 メール
勤務先 名称 所在地 〒	勤務先 名称 所在地 〒

子ども

1 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母	2 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母
3 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母	4 ふりがな 氏名 年 月 日生 親権者 父・母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子1	<input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円 <input type="checkbox"/> 年/月分 円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/>
子2	<input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円 <input type="checkbox"/> 年/月分 円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/>
子3	<input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円 <input type="checkbox"/> 年/月分 円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/>
子4	<input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円 <input type="checkbox"/> 年/月分 円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/>
振込先 金融機関 銀行 支店 口座の種類 普通・当座 口座番号 口座の名義		その他	

面会交流

	面会交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	<input type="checkbox"/> 宿泊なし面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> 宿泊あり面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> (□ に 回程度、□)	<input type="checkbox"/> ()の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input type="checkbox"/> その都度協議 □()	<input type="checkbox"/> SNS() <input type="checkbox"/> メール□手紙 <input type="checkbox"/> 電話 □()
子2	<input type="checkbox"/> 宿泊なし面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> 宿泊あり面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> (□ に 回程度、□)	<input type="checkbox"/> ()の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input type="checkbox"/> その都度協議 □()	<input type="checkbox"/> SNS() <input type="checkbox"/> メール□手紙 <input type="checkbox"/> 電話 □()
子3	<input type="checkbox"/> 宿泊なし面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> 宿泊あり面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> (□ に 回程度、□)	<input type="checkbox"/> ()の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input type="checkbox"/> その都度協議 □()	<input type="checkbox"/> SNS() <input type="checkbox"/> メール□手紙 <input type="checkbox"/> 電話 □()
子4	<input type="checkbox"/> 宿泊なし面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> 宿泊あり面会(□ に 回程度、□) <input type="checkbox"/> (□ に 回程度、□)	<input type="checkbox"/> ()の自宅近く <input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点 <input type="checkbox"/> その都度協議 □()	<input type="checkbox"/> SNS() <input type="checkbox"/> メール□手紙 <input type="checkbox"/> 電話 □()
その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)			

※この合意書の書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたつて、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

子どもの養育に関する合意書（記入例）

作成日 2021年 1月 31日

<p>父</p> <p>ふりがな ほうむ たろう</p> <p>氏名 法務 太郎</p> <p>〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>住所 〇〇県△△市□□町●-▲-■</p> <p>電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p> <p>名称 〇〇〇株式会社</p> <p>所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>勤務先 〇〇県△△市●●町▲-■-●</p>	<p>母</p> <p>ふりがな ほうむ はなこ</p> <p>氏名 法務 花子</p> <p>〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>住所 〇〇県△△市■●町▲-■-●</p> <p>電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p> <p>名称 □□□株式会社</p> <p>所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>勤務先 〇〇県■市□□町●-▲-■</p>
--	---

子ども			
1	ふりがな ほうむ まもる	2	ふりがな ほうむ あゆみ
	氏名 法務 まもる		氏名 法務 あゆみ
	2021年 5月 1日生		2014年 8月 1日生
	親権者 父・母		親権者 父・母
3	ふりがな	4	ふりがな
	氏名		氏名
	年 月 日生		年 月 日生
	親権者 父・母		親権者 父・母

養育費			
	支払期間	金額	支払時期
子1	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 〇万円ずつ	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日
	2021年 2月 1日から <input checked="" type="checkbox"/> 子1が22歳に達した後の3月まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 円
子2	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 〇万円ずつ	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日
	2021年 2月 1日から <input checked="" type="checkbox"/> 子2が22歳に達した後の3月まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 円
子3	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 円
子4	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円ずつ	<input type="checkbox"/> 毎月 日
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで	<input type="checkbox"/> 年/月分 円	<input type="checkbox"/> 年 月 日
	<input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 円
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)		その他	
金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店		子1及び子2が高校・専門学校、大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。	
<input type="checkbox"/> 座の種類 普通 当座			
<input type="checkbox"/> 座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇			
<input type="checkbox"/> 座の名義 ハウムハナコ			

面会交流			
	面会交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊なし面会 (<input checked="" type="checkbox"/> 〇か月に〇回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input checked="" type="checkbox"/> SNS (〇〇〇)
	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊あり面会 (<input type="checkbox"/> に 回程度, <input checked="" type="checkbox"/> 夏休みに〇泊程度)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> () に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input checked="" type="checkbox"/> (公園入口)	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
子2	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊なし面会 (<input checked="" type="checkbox"/> 〇か月に〇回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input checked="" type="checkbox"/> SNS (〇〇〇)
	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊あり面会 (<input type="checkbox"/> に 回程度, <input checked="" type="checkbox"/> 夏休みに〇泊程度)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> () に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input checked="" type="checkbox"/> (公園入口)	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
子3	<input type="checkbox"/> 宿泊なし面会 (<input type="checkbox"/> に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input type="checkbox"/> SNS ()
	<input type="checkbox"/> 宿泊あり面会 (<input type="checkbox"/> に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> () に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
子4	<input type="checkbox"/> 宿泊なし面会 (<input type="checkbox"/> に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> () の自宅近く	<input type="checkbox"/> SNS ()
	<input type="checkbox"/> 宿泊あり面会 (<input type="checkbox"/> に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 双方の自宅の中間地点	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙
	<input type="checkbox"/> () に 回程度, <input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ()
その他 (連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)			
<ul style="list-style-type: none"> ・〇時に〇公園入口で受け渡し。〇時から〇時まで。詳細については〇〇〇で協議する。 ・宿泊を伴う面会中の滞在場所は、事前に知らせる。 ・遠方への転勤・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。 			

○この合意書のひな形は、法務省のホームページにも掲載されています。
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html



公正証書について

取り決めた内容は、後のトラブルを防ぐため公正証書の作成を検討しましょう。

以下は、

日本公証人連合会のホームページ (<https://www.koshonin.gr.jp/>) の内容を一部抜粋・参考にして記載しています。

公正証書は、公証人（法務大臣に任命された、法律に深い知識を有する人）がその権限において作成する公文書のことです。夫婦で離婚に関して取り決めた内容をもとに公証人が公正証書を作成してくれます。公証人の事務所である公証役場は県内に3か所あります。

離婚にかかる公正証書は、正式には離婚給付等契約公正証書といいますが、

- ①離婚の合意
- ②親権者と監護権者（監護権者とは、子の監護養育をする者で、親権と分離して別に監護者を定めない限り、親権者が当然監護養育すべきこととなります。）の定め
- ③子どもの養育費
- ④子どもとの面会交流
- ⑤離婚慰謝料
- ⑥離婚による財産分与
- ⑦住所変更等の通知義務
- ⑧清算条項（＝取り決めた内容以外の金銭請求をしない）
- ⑨強制執行認諾（＝債務不履行の場合は強制執行をしてもかまわない）

の各条項のうち、当事者の要望・必要性に応じてこれらの項目の中から選んで記載します。

※公正証書による強制執行には、執行文の付与（⑨）が必要です。

※公正証書の作成には手数料がかかります。
 手数料は以下のとおりです。(令和4年12月現在)

目的の価額	手数料
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	11000円
500万円を超え1000万円以下	17000円
1000万円を超え3000万円以下	23000円
3000万円を超え5000万円以下	29000円
5000万円を超え1億円以下	43000円

慰謝料・財産分与と養育費を取り決める場合には、それぞれの手数を算定し、その合計額が公正証書の手数料となります。(養育費は10年分の金額のみが目的価格になります。)

県内の公証役場(住所や本籍に関わらず、どこの公証役場でも相談可能です。)

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
★ 大津	520-0043	大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル3階	077-523-1728
★ 長浜	526-0042	長浜市勝町715	0749-63-8377
★ 近江八幡	523-0892	近江八幡市出町417-8 出町フォーエバービル1階	0748-33-2988



養育費に関する債務名義取得費用補助金

彦根市では、ひとり親家庭の生活の安定や、ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長を目的として、養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申立て、弁護士等への法律相談に係る費用を補助します。

対象者

市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件を全て満たす人

- ▶ 20歳未満の子を扶養している
- ▶ 児童扶養手当受給者または同程度の所得水準
- ▶ 公正証書などにより養育費の取決めに係る経費を負担した
- ▶ 公正証書などにより債務名義（強制執行認諾条項付きの法的文書のこと）のある養育費の取決めを行っている
- ▶ 同一の内容の養育費に関する公正証書の作成等に関して補助金等の支給を受けたことがない

対象となる費用

○公正証書（強制執行認諾条項付きに限る）作成時に公証役場に支払った公証人手数料等

- ▶ 公証人手数料
- ▶ 戸籍謄本等添付書類取得代
- ▶ 連絡用郵便切手代

○家庭裁判所の調停申立て費用、裁判に関する費用

- ▶ 収入印紙代
- ▶ 戸籍謄本等添付書類取得代
- ▶ 裁判所との連絡用郵便切手代

○弁護士等への法律相談に対する費用

- ▶ 法律相談料

（ただし、着手金・報酬金・日当・実費は除く）

※こちらの申請には、対象経費の領収書等の支払いを証する書類の写し（弁護士等への法律相談に対する費用については養育費に係る相談であることが記載されたものに限る。）が必要となります。

助成金額

対象経費の全額（上限 30,000 円）

申請方法

必要書類については、事前にお問い合わせいただいた上で、公正証書などを作成してから6か月以内に、こども若者支援課まで申請をしてください。

【お問い合わせ先：市こども若者支援課（福祉センター2階）】
TEL：0749-49-2251

教育費用の目安 ～養育費を算定する際の参考データ～

● 幼稚園～高校の費用

文部科学省の「令和3年度子供の学習費調査」によると、幼稚園～高校までの「学習費総額」（学校・習い事の費用などの総額）は次のようになっています。

幼稚園	区分	公立	私立
	学校教育費	61,156 円	134,835 円
	学校給食費	13,415 円	29,917 円
	学校外活動費	90,555 円	144,157 円
	【学習費総額】	165,126 円	308,909 円

小学校	区分	公立	私立
	学校教育費	65,974 円	961,013 円
	学校給食費	39,010 円	45,139 円
	学校外活動費	247,582 円	660,797 円
	【学習費総額】	352,566 円	1,666,949 円

中学校	区分	公立	私立
	学校教育費	132,349 円	1,061,350 円
	学校給食費	37,670 円	7,227 円
	学校外活動費	368,780 円	367,776 円
	【学習費総額】	538,799 円	1,436,353 円

(全日制) 高校	区分	公立	私立
	学校教育費	309,261 円	750,362 円
	学校外活動費	203,710 円	304,082 円
	【学習費総額】	512,971 円	1,054,444 円

● 大学の費用

日本政策金融公庫の「令和3年度教育費負担の実態調査結果」によると大学の入学費用と在学費用（通学費や教科書代、習い事の費用等も含む）は次のとおりとなっています。

区分	国公立大学	私立大学（文系）	私立大学（理系）
入学費用	672,000 円	818,000 円	880,000 円
在学費用（1年あたり）	1,035,000 円	1,520,000 円	1,832,000 円